



## Osaka Gakuin University Repository

Title	改新詔と大化期の改革 The Relation between the Royal Edict "Kaishin-no-mikotonori" (改新詔) and the Following Reforms
Author(s)	中田 興吉 (Kokichi Nakada)
Citation	大阪学院大学 人文自然論叢 (THE BULLETIN OF THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES IN OSAKA GAKUIN UNIVERSITY), 69-70 : 72-54
Issue Date	2015.03.30
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

## 改新詔と大化期の改革

### はじめに

乙巳の変によって皇極四年（六四五）六月に蘇我大臣家が倒される<sup>〔1〕</sup>。この乙巳の変の首謀者についてはかつて論じたことがある<sup>〔2〕</sup>。遠山美都男氏の首謀者は後に即位して孝徳となる軽皇子であるとの論を受<sup>〔3〕</sup>けたものであるが、それによれば（一）軽皇子は、乙巳の変後、即位して孝徳天皇となるが、即位前の軽は即位する希望を抱きつつも、三島に退去していた中臣鎌足と接近した当初、入鹿殺害までは考えていなかったようである。（二）しかし蘇我入鹿を倒さなければ政界での活躍がおぼつかないと考えていた鎌足は、軽に不満を抱き、中皇子⇨中大兄皇子とも接近する。（三）しかし入鹿によって山背大兄王が殺害された後、身の危険を感じた軽が入鹿殺害に踏み切ったことにより、鎌足は軽と行動をとる。（四）そして鎌足は入鹿殺害計画

への参加者を様々な口実を用いて密かに募るのであり、蘇我氏の一員である石川麻呂をも計画に参加させることに成功する。（五）ここに軽を中心としつつも、鎌足の独自の路線も生じたのであるが、あくまで中心に位置していたのは軽であった。（六）軽を中心として鎌足が行動し続けたのは、中大兄の力量不足や南淵請安に君臣秩序を重んじる「周孔之教」を学んでいたこともあるが、鎌足の政治にかける執念も、乙巳の変に重要な役割を果たした、のである。

『日本書紀』はこの乙巳の変から半年経過した翌年の大化二年（六四六）正月条において「賀正礼畢。即宣『改新之詔』」と、いわゆる大化改新詔が發布され、改革が宣言されたことを記している。いわばこれからの政策綱領を示したとの体裁をとっているのであるが、しかしこのように単純にとらえるわけにはいかない。当初から改新詔につながる改革を意図して蘇我大臣家を倒し、その改革の概要を宣したのが

中 田 興 吉

[一]

改新詔なのか、それとも蘇我大臣家を倒したことの副産物が改新詔なのか、<sup>④</sup>はたまた改新詔は全くの虚構なのか、<sup>⑤</sup>と云う問題があるからである。

これについては、部民制の廃止が少なくとも当時の政治課題の一つとされていたこと<sup>⑥</sup>からすると、あながち完全に当時のものではないと断言することはできないようである。<sup>⑦</sup>となれば、改新詔と当時の改革を切り離してとらえることはできなくなるが、ここで問題となることは今日みる改新詔がどれだけ真実を反映したものであるかである。

今日みる改新詔については周知のように、(1)信憑性をいっさい認めず、これをすべて否定するもの<sup>⑧</sup>、(2)主文の信憑性は認めるが、副文(凡条)については否定するもの<sup>⑨</sup>、(3)すべてに信憑性を認めるもの<sup>⑩</sup>、に大別される。

以下、このことを視野におきつつ、当時の改革と改新詔の関係について考えることとしたい。

### 一 改新詔主文の構成

まず『日本書紀』にみえる改新詔をみてみよう。主文とそれに付属した副文からなっているが、そのいわゆる主文は、四つから構成されている(以下、便宜上、第一条などと表記する)が、『日本書紀』によれば

第一条 罷昔在天皇等所<sup>レ</sup>立子代之民。処々屯倉及別臣連。伴造

国造。村首<sup>レ</sup>有部曲之民。処処田庄<sup>一</sup>。依賜食封大夫以上<sup>一</sup>。各有<sup>レ</sup>差。降以<sup>レ</sup>布帛<sup>一</sup>賜<sup>レ</sup>官人。百姓<sup>一</sup>有差。又曰。大夫所<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>治<sup>レ</sup>民也。能盡<sup>レ</sup>其治<sup>一</sup>則民頼之。故重<sup>レ</sup>其禄<sup>一</sup>所<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>民也。

第二条 初修<sup>レ</sup>京師<sup>一</sup>。置<sup>レ</sup>畿内国司。郡司。関塞。斥候。防人。

駅馬。伝馬<sup>一</sup>。及造<sup>レ</sup>铃契<sup>一</sup>。定<sup>レ</sup>山河<sup>一</sup>。

第三条 初造<sup>レ</sup>戸籍。計帳。班田收授之法<sup>一</sup>。

第四条 罷<sup>レ</sup>旧賦役<sup>一</sup>而行<sup>レ</sup>田之調<sup>一</sup>。・・・別收<sup>レ</sup>戸別之調<sup>一</sup>。

というものであり、これによれば第一条で公地公民と官人の俸禄、第二条で行政組織・区画、軍事体制など、第三条で戸籍班田收授の法を造ること、第四条で税制改革に言及している。すなわち改新詔は部民制の廃止にともなう私地私民制の制約とそれにともなう官人への対処、それから派生した旧部民の統轄法、さらには新税制への移行と全国統治機構の整備をその骨子としたものである。

この改新詔をいかにみるかについては、冒頭でふれたように多様な見解が出されており、混沌とした状況にある。この改新詔と当時の政治・社会状況について考えるにあたって注意しておきたいことは、第一条・第三条・第四条と言った関連性のある条文の間に第二条が挿入されていることである。第一条で部民制の廃止を宣すとなれば、その旧部民からの収取をいかなる形で継続するかは極めて重要であり、それに応えたのが、第三条・第四条であることは言を俟たないことであろう。しかしその間に第二条が挿入されており、また第四条においては主文の間に副文が挿入されているのである。その意味では主文の

構成は、一貫した流れを欠いていると言えよう。

これをいかに解するかであるが、

A もとは第二条が存在しなかったが、後世、第二条が重視され、挿入されたとみる

B もとは第一条と第二条からなっていたが、後世、第三条・第四条が追加されたとみる

のいずれかということとなる。

A について注意されることは、大化五年に全国的な立評がおこなわれていたことである。すなわち『皇太神宮儀式帳』の「初神郡度会多氣飯野三箇郡本記行事」項は

至<sub>三</sub>于難波長柄豊前宮御宇 天万豊日天皇御世<sub>一</sub>。有爾鳥墓村造<sub>三</sub>神痔<sub>一</sub>。為<sub>三</sub>難神政行<sub>一</sub>仕奉支。而難波朝廷天下立<sub>レ</sub>評給時仁。以<sub>三</sub>十郷<sub>一</sub>分弓。度会乃山田原立<sub>三</sub>屯倉<sub>一</sub>。新家連阿久多督領。磯連牟良助督仕奉支。以<sub>三</sub>十郷<sub>一</sub>分。竹村立<sub>三</sub>屯倉<sub>一</sub>。麻績連広背督領。磯部真夜手助督仕奉支。

とし、難波長柄豊前宮すなわち孝徳朝に立評がなされたとする。同様に『神宮雜例集』卷一所引「大同本紀」も

難波長柄豊前宮御世。飯野多氣度相惣一郡也。其時多氣之有爾鳥墓立<sub>レ</sub>郡。時爾以<sub>三</sub>己酉年<sub>一</sub>。始立<sub>三</sub>度相郡<sub>一</sub>。

とし、具体的に己酉年＝大化五年としている。また『常陸国風土記』は香島郡について「難波長柄豊前宮御馭宇天皇之世 己酉年」に中臣(一)子・中臣部菟子等が、惣領高向大夫に請いて下総海上の国造

部内の一里、那賀の国造の部内五里から別に神郡をおいたとしている。このことからすると鎌田元一氏が説いたように大化五年に求めることができるが、行方郡条は「難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世 癸丑年」に茨城国造・那珂国造が惣領高向大夫。中臣幡織田大夫に請いて茨城の地八里と那珂の地七里を割いておかれたとし、また多珂郡についても「難波長柄豊前大宮馭軒天皇之世 癸丑年」に多珂の国造石城直美夜部・石城評造部志許赤らが惣領高向大夫に申請して多珂・石城二郡をおいたとし、癸丑年＝白雉四年＝六五三年のこととしている。大化五年、白雉四年いずれにしろ、そう遠くない時期のことを遡って記していることが注意される。このことは第二条の実施と関わることであり、決して第二条が後世の産物であるとばかりは言えないことを示すものである。

その意味で注意されることは、副文にみえる畿内規定である。それには「畿内東自<sub>三</sub>名摺横河<sub>一</sub>以来。南自<sub>三</sub>紀伊兄山<sub>一</sub>以来。西自<sub>三</sub>明石櫛淵<sub>一</sub>以来。北自<sub>三</sub>近江狭々波合坂山<sub>一</sub>以来。為<sub>三</sub>畿内国<sub>一</sub>」とあるのである。石母田正氏は大化期の畿内は「四方諸国」から王都に通じる機関交通路上の境界点によっていた時代のことを反映しているとし、大化期に何らかの詔が出され、それが後世修飾されて『日本書紀』の改新詔となったとみて、原詔の存在を認めている。また郡についても「以<sub>三</sub>四十里<sub>一</sub>為<sub>三</sub>大郡<sub>一</sub>。三十里以下四里以上為<sub>三</sub>中郡<sub>一</sub>。三里為<sub>三</sub>小郡<sub>一</sub>」とあるが、この規定は他に見えない。これを北康宏氏は仕丁差発のあり方の変更がなされたとみた上で、大化の改革は公戸系統の改革と子

代入部・豪族部曲系統の改革が並行したため、それを統合しようとした結果とみるが、少なくとも、大宝令文には見えない。孝徳朝における全国的な立評を加味するならば、このことは第二条が大化期の改革を反映して述作されたことを示すのではないか。したがってAは成立しない。

ではBはどうか。第三条は計帳にふれ、また口分田の収公にふれるなど、当時としてはまだその実施がかなり困難なことにふれていることから、後世に書かれた可能性が高い文であるが、第四条は当該時期のものである可能性が高い。すなわち、「田調」はここにしか見えない、「戸調」も『続日本紀』慶雲三年二月庚寅条に「戸別之調」が登場するまで見えないからである。したがって、当該時期のものである可能性が高いが、また第四条を後世のものともみなすと、第一条との整合性も失われることも注意されることである。

したがってBも成立しないが、部民の廃止は容易になしがたいと自覚し、それで第一条と第二条のみを宣し、第三条・第四条についてはでは失念していたと解するならば、これをようやく理解することはできる。すなわち、第一条・第二条が宣せられ、第一条が少し軌道に乗った時点で、第三条・第四条の必要性に思い至り、大化期に追加されたものが、まとめられたと考えれば、一応の説明はつく。

改新詔正文自体を当時のものとみる一方で、一度に出されたとは解さず、複数に分けて考えるのであるが、このように考えるとき、大化二年正月段階で出されたものは何か、また何が遅れて出されたのかを

も明らかにする必要が生じる。改新詔正文から離れ、それがいつ、課題とされたかを検討し、それが後に改新詔として編集されたと考えることになるが、以下、節を変えて考えることとしたい。

## 二 改新詔正文と大化期の改革

『日本書紀』は大化二年正月に賀正の礼が終わってから改新詔が出されたと記しているが、それが右にみた原詔にあたるものであるにせよ、しかしすべてがこの時のものではない可能性があることは右にみたところである。改めてみてみよう。

第一条には食封のことが登場する。石母田正氏が指摘したように、この食封は天武四年（六七五）以降のことを反映したものであり、ここにおいても天武朝以降のことが反映されている。また門脇禎二氏は、部民廃止は大化二年三月の皇太子奏における昔天皇がおいた子代入部と大化二年八月の品部廃止を下敷きにし、それぞれに屯倉と田莊を付して述作されたと言<sup>22</sup>く。これらによれば第一条には後世の内容が含まれていることとなるが、では、子代についてはどうか。

ここにみえる子代は部のことであり、部曲は豪族私有民のことであるが、これも大化二年八月の品部廃止詔以降とみる鎌田元一氏の見解がある。氏は(1)改新詔は部全体を王家の「カキ」としての子代と諸豪族の「カキ」としての部曲に二分したものであるが、それは八月詔の品部廃止を別の観点から述べたもので、部の全面的廃止を言う点で重

複しており、(2)正月の宣言後、改めて八月に部の廃止が出されたともすることも可能であるが、改新詔には大宝令による修飾を受けていることから、八月詔に先立って正月に改新詔が出されたことを疑問とする<sup>(25)</sup>。とすると、第一条についても大化二年三月以降のものを含んでいると言わなければならない。

第二条の郡についてであるが、郡の設置は大宝令からのものであり、その意味では大宝令制定後のことと言わなければならない。しかし、この「郡」を「評」と改めるならば大化当時のことを反映したものである可能性が生じる。その評が設置されたのはいつのことなのであるかであるが、先にみたようにそれは大化五年のことである可能性が高い。またこの第二条は「関塞・斥候・防人・駅馬」に言及しているが、関晃氏はこれを対外防備と、それとの関連で駅制が整備されたとみている<sup>(26)</sup>。山尾幸久氏はこれを受けて、これらの制が大化期のものと不都合でなければ、と言う条件の下で、当時の国際情勢と倭国のそれへの関わり方が政府に対外防備の必要を感じせしめるのに十分であったとする<sup>(27)</sup>。

このようにみえると、改新詔は全くの虚構とも言えず、同じ大化期に属する改革事項を改新詔として『日本書紀』編纂者が集約した可能性がある。

もともと品部廃止詔などについて、関口裕子氏は本来は後世のものであるが、大化期に集約して掲げられたとする<sup>(28)</sup>。すなわち改新詔に見える改革は天智朝以後の改革を待つ必要があるものとするのである。

戸籍作成とも絡む問題であるが、私地私民制の廃止は天武四年、郡司の設置や行政区画の設定は天智期、戸籍作成は天智期の庚午年<sup>(29)</sup>六七年、班田収授は大宝令、五十戸一里制は持統期の庚寅年<sup>(30)</sup>六九〇年、税制は天智期のこととみなし、それを大化期のこととして記されたとみるのである。

この点、八木充氏は孝徳の即位自体を白雉からとみている<sup>(31)</sup>。その主要な論拠は、(1)難波長柄豊碓宮の造営や遷都は『日本書紀』白雉二年一二月条などから白雉元年前後から具体化されたと考えられること、(2)『日本書紀』白雉元年四月条の新羅貢調記事に「或本云。是天皇世。高麗。百濟。新羅三国。毎年遣使貢献也」とあるが、朝鮮三国の同時朝貢記事は即位年に多く、また白雉元年条に「是天皇世」とされていること、(3)『新唐書』日本伝には「永徽(六五〇)六五六年」初、其王孝徳即位。改元曰「白雉」とあることにある。しかし(1)については難波宮跡出土木簡に「戊申年」<sup>(32)</sup>大化四年と記したものがあることから、すでに難波宮の造営が大化四年には着手済みであるとともに、別稿で述べたように周囲にその構作が及びつつあるとみなすことができ、そのことから、認め得る部分がある。(2)については大化元年に三唐朝貢記事があること、(3)については、遣唐使の派遣・到着時期と絡む問題に過ぎないと考え得ることから、八木説は疑問とすべきであろう。

また門脇禎二氏は孝徳の「新政」は白雉年間が主であったとみている<sup>(33)</sup>。すなわち、大化二年八月の品部廃止詔からは皇極・中大兄の思惑

とは別に独自の政策をとりはじめ、大化五年四月の新大臣任命により大王権力を確立し、それは具体的には親新羅・唐路線、白雉改元、難波長柄豊碓宮の造営着手などとして具現化されるが、結果として次第に皇極・中大兄と対立したとみる。このように「新政」自体が遅れたとなると、大化期の改革自体、霧散しそうであるが、しかし孝徳の「新政」は遅れて開始されたのであろうか。氏自身、孝徳は即位当初から実権を掌握していたとみているのであり、このことは即位当初からほどなくして改革に携わり得たことを示す。

とすれば大化期から孝徳は改革をおこない得たのである。したがって改新詔は当時の改革と不可分のものと言えるが、問題は、『日本書紀』の改新詔主文がもとの原詔に後世の知識によって少し表現を改変されたものなのか、それとも大きく改変されたものなのかである。以下、節を改めて考えることとしたい。

### 三 改新詔主文と乙巳の変参加者の意向

別稿<sup>(35)</sup>で述べたように、鎌足は種々の口実を用いて各勢力の協力を求め、蘇我大臣家の打倒に成功したのであった。その口実は具体的には(a)蘇我大臣家の専横に対する批判、(b)蘇我氏の百濟寄りの姿勢に対して、唐・新羅寄りの外交をも考慮すべきとの外交批判、(c)従来の地方政治のあり方への批判、(d)蘇我大臣家の打倒に象徴される氏姓制のあり方への批判、(e)蘇我氏の内部分裂、である。

(a)は『日本書紀』の記述から導かれたものであり、坂本太郎氏や関晃氏<sup>(37)</sup>、田村圓澄氏<sup>(38)</sup>によって説かれていたものである。しかし『日本書紀』編纂のあり方をも含めた史料批判によって、現在では入鹿の専横がどこまで真実か不明なところがあるといわなければならない。それ故、誰がこれを批判していたかは『家伝』が「俄而岡本天皇崩。皇后即位。王室衰微、政不<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>君。大臣窃<sub>レ</sub>懷<sub>レ</sub>慨<sub>レ</sub>之」と鎌足が蘇我氏の専横を窃かに慷慨していた記していること以外では不明と言わなければならない。

(b)は蘇我大臣家の外交路線に反対する一派が起こしたとみるものであるが、しかしこれについては蘇我大臣家の外交路線がはっきりと確定されておらず、ために各論がだされる現状にある。すなわち石母田正氏や八木充氏・金鉸球氏は、乙巳の変は親百濟派の蘇我大臣家と、唐の朝鮮半島問題介入強化を受けて親新羅・唐路線をとろうとする中大兄一派との対立から発生したと説く<sup>(41)</sup>。山尾幸久氏も当初、このようにとらえていた<sup>(42)</sup>が、後には逆に唐・新羅寄りの政策をとろうとした蘇我大臣家に対して、百濟と親しい軽がクーデターを起こしたものとらえた<sup>(43)</sup>。鬼頭清明氏は六四二年の百濟の旧任那地域の占領を前にして、任那の調にこだわる蘇我大臣家と、それを放棄してでも百濟・新羅からの朝貢維持を図り、半島での抗争から中立の立場をとろうとした中大兄一派の抗争とし、西本昌弘氏は倭は一貫して親百濟政策をとっていたが、六四二年の東アジアの大変動を契機に内政・外交にわたる改革を志向したものの、この方針に反する行為をとろうとした

蘇我大臣家を討滅したとみる。<sup>(45)</sup>

(c)は門脇禎二氏が強調しているもので、中級官人が直面していた矛盾を克服するために立ち上がったとみるものである。<sup>(46)</sup>氏は中級官人として民衆と接する機会の多かった彼らが改革の必要性を自覚し、連帯して立ち上がったとみている。

(d)は(c)とも関わるが、中級官人である中臣氏出身の鎌足が政界での活躍を意図するならば、氏姓制の頂点に立つ蘇我大臣家を倒すことはその一法である。鎌足が宗業を継がないと決めた以上、中級官人として生きるほかに、その時、氏姓制からくる身分の低さが障害となる。その打破も決起に参加した中級官人はひそかに願っていたとしても不思議ではない。

(e)は篠川賢氏が強調したもので、蘇我大臣家の滅亡は蘇我氏の内部分裂によるものであり、そのことは蘇我大臣家の遺産処分記事がないことからうかがえるとし、石川麻呂の関与を強調する。そして軽と石川麻呂が親密であることからして乙巳の変は軽と石川麻呂による政変であり、新政権の中心にあったのは両者であるとする。『家伝』は鎌足が入鹿打倒のために「勢門之佐」を求め、入鹿と「相忌」む仲であった同族の石川麻呂をみだし、<sup>(47)</sup>大臣家を放置すると害が石川麻呂に及ぶとして、入鹿殺害に加わるよう、働きかけたと記している。<sup>(48)</sup>

このように鎌足は軽のためにさまざまな口実のもとに各種勢力に働きかけていたのであり、その意味でまず注目されるのは、大臣家が倒された以上、「大臣」をおくことは憚られ、孝徳が即位とともに左右

の大臣を置いたのは現実的な対応である一方、右大臣とされた石川麻呂にしてみると、それは協力したことへの当然とも言える任官であった。<sup>(49)</sup>

これは政変後の一般的な現象と言えるから措くとして、この他に何がなされたかである。さまざまな口実のもとに各種勢力が結集し、それをまとめたのが鎌足であったのであるが、入鹿殺害に成功した以上、その口実の実現が鎌足の課題となる。

#### 四 改新詔と乙巳の変参加者への配慮

(a)については、その説が現在否定されている。しかし仮に成立するとしても既に事は終わっており、その残務整理が課題となるが、蘇我氏から右大臣として石川麻呂が加わった以上、せいぜいその上に左大臣として阿倍麻呂をおいたこと<sup>(50)</sup>に反映されたとみるべきである。

(b)については先にふれたように蘇我本宗家の外交路線に不明なところがあり、ためにその改革の実行についても、混沌としている。いま『日本書紀』を中心に当該時期前の外交関連記事を拾うと次のようになる（海外史料は末尾に●を付した）。

舒明 二年 三月 高句麗、百濟朝貢

八月 遣唐使派遣

三年 三月 百濟より王子豊章入質<sup>(51)</sup>

四年	八月	唐より高表仁、新羅使とともに対馬に
七年	正月	百濟朝貢
一一年	一一月	新羅客に饗
一二年	一〇月	大唐学問僧、新羅経由で帰国
皇極		百濟・新羅朝貢
元年	正月	百濟より使者、百濟王子翹岐一行来朝 <sup>(55)</sup>
	二月	高句麗朝貢
		高句麗・百濟、新羅・任那に使者派遣すべき と詔
	三月	新羅より使者
	四月	百濟大使翹岐、拜朝
	五月	百濟朝貢
	八月	百濟使者の帰国に際し、大舶三艘を与える
是歳		百濟、新羅より任那奪還(三国史記) ●
二年	四月	百濟王子翹岐、調使とともに来朝 <sup>(56)</sup>
	六月	高句麗朝貢
大化	七月	高句麗・百濟・新羅朝貢
元年		百濟、任那の調を進貢
		高句麗・百濟に詔、百濟に使者派遣
二年	九月	新羅に使者派遣、入質すべきことと任那調の 停止を告げる

舒明・皇極朝には朝貢使を含めて高句麗・百濟との使者の往来が盛んであるのに対して新羅との交流は少なかった。それに対して大化二年には、新羅に使者を送るなど交流が増加しているのである<sup>(57)</sup>。誰が外交を主導したかは別に、外交の転換が図られているのであるが、これは外交路線の転換を訴えたことへの具体的な返答となるのではないか。

また大化元年一二月の難波豊碕宮への遷都<sup>(58)</sup>であるが、孝徳が即位以前に住まいしていた宮は和泉郡ないし摂津三島郡に営まれていたと推定されている<sup>(59)</sup>。これによれば孝徳は即位後しばらくしてその本拠地に近いところに遷都しようとしたのであり、それは権力の所在を明確にする行為に他ならないが、石母田正氏は朝鮮半島の緊張に対する対応と関わりとみている<sup>(60)</sup>。

この遷都について門脇禎二氏<sup>(61)</sup>や八木充氏は当時のものとみていないが、しかし先にふれたように難波宮跡出土木簡に「戊申年」<sup>(62)</sup> 大化四年と記したものがあることから、すでに難波宮の造営が大化四年には着手済みであるとともに、周囲にその構作が及びつつあることをうかがうことができる。そうであれば全くの作文とは言えないこととなる。少なくとも飛鳥の地を離れて新たに宮を営むことを宣したことを背景にした記事であろう。

(c)・(d)はそれまでとは異なる地方政治の展開、官人秩序の構築につながるが、どのようなことがおこなわれたのか。いま大化期になされた主な改革事項をみると以下のようなようになる。

- ⑦ 大化元年八月 東国へ国司派遣し、戸籍を作り、田畝を授え、武器の収公
  - ⑧ 倭国六県に使者を派遣し、戸籍を作り、田畝を授える
  - ⑨ 男女の法
  - ⑩ 九月 諸国に使者を派遣し、武器の収公
  - ⑪ 使者を諸国に派遣し、民の元数を記録
  - ⑫ 大土地所有の禁止
  - ⑬ 一二月 難波長柄へ遷都
  - ⑭ 大化二年正月 改新詔
  - ⑮ 三月 皇太子奏
  - ⑯ 旧俗改正
  - ⑰ 八月 品部廃止
  - ⑱ 百官位階の制定
  - ⑲ 地方政治の方針・給田
  - ⑳ 調賦規定
  - ㉑ 品部廃止
  - ㉒ 大化三年四月 品部廃止
  - ㉓ 是歳 位階制定
- (c)については⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・㉑などが、(d)については⑭・⑮・⑯・⑰・⑱などが該当しよう。すなわち(c)の⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・㉑は戸口と田地の調査であり、それは先にふれたように対外関係の緊張に

対処することではあるが、氏姓制の段階においては地方に派遣された中級官人が調査しようにも困難をとまなうものであった。⑩・⑪・⑫・⑬は地方に赴く中級官人の便宜を図っていたり、彼らが現地において作業をするに当たつての基準などを述べたものである。(d)の⑮・⑯は位階の再編成であり、これは(c)にも該当するが、蘇我氏への配慮と云うことからすると、大臣家そのものではないため、その地位は低かったが、それを位階の再編で応じたものと言えよう。

問題はどの程度、これが実際に展開されたかである。

大化元年八月の⑦・⑧に関して、「戸籍を作り、田畝を授える」とある部分を、石母田正氏は、私民の収公ではなく、部曲などの私民をも含めてすべての民戸が対象とされたもので、領域内のすべてを部民的な統属関係とは無関係にあり、その存続を前提としたものであり、また、校田は民有地のみならず、共同体の所有地、寺社の所有地から屯倉・田荘に至るまで一律におこなわれ、耕地の確認のみならず、各種の正当性のない土地保有を整理することまで含み、それは一方で収公規定のない土地の「賦田」であるとする<sup>(64)</sup>。

これによると、それは一部実行された改革となる。ここで注意されるのは⑲である。これはこれから発遣する国司に対したものであり、

今発遣国司并彼国造可<sub>レ</sub>以奉聞<sub>レ</sub>。去年付<sub>レ</sub>於朝集使<sub>レ</sub>之政者。随<sub>レ</sub>前处分<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>収数田<sub>レ</sub>。均給<sub>レ</sub>於民<sub>レ</sub>。勿<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>彼我<sub>レ</sub>。凡給<sub>レ</sub>田者。其百姓家近接<sub>レ</sub>於田<sub>レ</sub>。必先<sub>レ</sub>於近<sub>レ</sub>。

とある。後半の「凡」以下が、改新詔の副文のあり方と似ていること

から信をおけないとしても、前半部分は⑦・⑧を受けたものと言えよう。このことは⑤・⑥に通じるが、『日本書紀』大化二年三月条にこの時派遣された国司の評価がなされていることからして東国国司は派遣されたのである。この国司派遣は当時慣習化していて、その一環として派遣されたのであるが、これについて篤弘道氏はミコトモチと称される臨時の使者とみた。しかし藺田香融氏は国宰は常駐の官人で現地人の首長を監督する行政官ととらえ、北康宏氏も任国下向が八月、帰任二月で、それを受けて三月に対策を講ずることを基準とするサイクルが存在していて、その一環として派遣されたものとみていい。一定のサイクルで派遣されることが確立されていたとまで断言できないが、その任務の中に新たに⑦・⑧などが加わったと言えるのではないか。

①の大地所有の禁止は賦田と関わる。

②に交通に関する規定がある。すなわち

①被<sub>レ</sub>役<sub>二</sub>辺畔<sub>一</sub>之民。事<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>郷之日。忽然得<sub>レ</sub>疾臥<sub>二</sub>死路頭<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是路頭之家。乃謂之曰。何故使<sub>レ</sub>人死<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>余路<sub>一</sub>。因留<sub>二</sub>死者友伴<sub>一</sub>。強使<sub>二</sub>被除<sub>一</sub>。

②百姓溺<sub>二</sub>死於河<sub>一</sub>、逢者。乃謂之曰。何故於<sub>レ</sub>我使<sub>レ</sub>遇<sub>二</sub>溺人<sub>一</sub>。因留<sub>二</sub>溺者友伴<sub>一</sub>。強使<sub>二</sub>被除<sub>一</sub>。

③被<sub>レ</sub>役之民。路頭炊飯。於<sub>レ</sub>是路頭之家。乃謂之曰。何故任<sub>レ</sub>情炊<sub>二</sub>飯余路<sub>一</sub>。強使<sub>二</sub>被除<sub>一</sub>。

④臨<sub>二</sub>向<sub>レ</sub>京日<sub>一</sub>。恐<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>乘馬疲瘦不<sub>レ</sub>行。以<sub>二</sub>布<sub>二</sub>二尋。麻<sub>二</sub>二束<sub>二</sub>送<sub>二</sub>參河。尾張両国之人<sub>一</sub>。雇<sub>二</sub>令<sub>二</sub>養飼<sub>一</sub>。乃入<sub>二</sub>于京<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>郷日<sub>一</sub>送<sub>二</sub>餼<sub>二</sub>一口<sub>一</sub>。而參河人等不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>養飼<sub>一</sub>。故<sub>二</sub>今立<sub>レ</sub>制。凡<sub>二</sub>養<sub>二</sub>馬於路傍国<sub>一</sub>者。將<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>雇人<sub>一</sub>。審告<sub>二</sub>村首<sub>一</sub>。方授<sub>二</sub>訓物<sub>一</sub>。其還<sub>二</sub>郷日不<sub>レ</sub>須<sub>二</sub>與報<sub>一</sub>。如<sub>二</sub>致<sub>二</sub>疲損<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>得<sub>レ</sub>物<sub>一</sub>。・・

⑤罷<sub>二</sub>市司。要路。津濟渡子之調賦<sub>一</sub>給<sub>二</sub>与<sub>二</sub>田地<sub>一</sub>。・・

①・③は宮などでの使役に当たる人々の交通の便を図ったものであり、④は馬の使用からして上層の人を対象として、やはり交通上の不便を取り除こうとしたものであるが、④において参河、尾張が問題とされていることからして東国国司派遣の結果を受けたもので、当時のものと言えよう。⑤の規定は先の石母田正氏の提起した賦田と関わることもある。これらは国司として地方に赴任した中下級官人の感じた矛盾と関わるもので、ここでその改正がうたわれたとみるのが妥当であろう。

⑥の地方政治の方針・給田・⑦調賦規定は下級官人が国司として任務を果たすに当たって必要な事項に属しよう。

(d)については⑧・⑨はいずれも位階の制定に関わるが、ともに実行に移されている。⑩・⑪は一連の品部廃止詔とされているものであるが、⑫の皇太子奏と関わる。

この⑫皇太子奏については藺田香融氏や篠川賢氏は、押坂彦人の御名入部などの献上に消極的であった中大兄に孝徳が献上を催促した

ものであると考えているが、認められるのではないか。山尾幸久氏も改新詔第一条を「群臣共同体」をめざしたものとした上で、この皇太子奏を王族の地位を強め、「王族共同体」の結束を図るべく王族の經常費を一律に保障しようとしたもので、欽明朝からおかれ始めた「御名人部」を廃止し、それを王族への「封民」としたことの環であるとして、当時のものと認めている。「王族共同体」の結束を図るべく王族の經常費を一律に保障しようとしたと言えるかはともかく、このことは氏姓制下の領有民の改革と関わる。では㊥・㊦はどうか。

㊥は一連のもので、次のものからなっている。

- ①原夫。天地陰陽不<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>四時<sub>一</sub>相乱<sub>レ</sub>。惟此天地生<sub>二</sub>乎万物<sub>一</sub>。万物之内。人是最靈。最靈之間。聖為<sub>二</sub>人主<sub>一</sub>。是以聖主天皇則<sub>レ</sub>天御寓。思<sub>二</sub>人獲<sub>レ</sub>所。暫不<sub>レ</sub>廢胸。而始<sub>二</sub>王名名<sub>一</sub>。臣連。伴造。国造。分<sub>二</sub>其品部<sub>一</sub>別<sub>二</sub>彼名名<sub>一</sub>。復以<sub>二</sub>其民品部<sub>一</sub>。交雜使<sub>レ</sub>居<sub>二</sub>国県<sub>一</sub>。遂使<sub>二</sub>父子<sub>一</sub>易<sub>レ</sub>姓。兄弟異<sub>レ</sub>宗。夫婦更互殊<sub>レ</sub>名。一家五分六割。由<sub>レ</sub>是争競之訟盈<sub>レ</sub>国充<sub>レ</sub>朝。終不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>治。相乱彌盛。粵以始<sub>二</sub>於今之御寓天皇<sub>一</sub>及<sub>二</sub>臣連等<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>有品部宜<sub>二</sub>悉皆罷為<sub>二</sub>国家民<sub>一</sub>。其假<sub>二</sub>借王名<sub>一</sub>為<sub>二</sub>伴造<sub>一</sub>。其襲<sub>二</sub>抛祖名<sub>一</sub>為<sub>二</sub>臣連<sub>一</sub>。斯等深不<sub>レ</sub>悟<sub>レ</sub>情。忽聞<sub>二</sub>若是所<sub>一</sub>宣。当思。祖名所<sub>レ</sub>借名滅。由<sub>レ</sub>是。・・
- ②始<sub>二</sub>於祖子<sub>一</sub>奉仕卿大夫。臣連。伴造。氏氏人等。咸可<sub>二</sub>聽聞<sub>一</sub>。今以<sub>二</sub>汝等<sub>一</sub>使<sub>レ</sub>仕状者。改<sub>二</sub>去旧職<sub>一</sub>新設<sub>二</sub>百官<sub>一</sub>及<sub>二</sub>著<sub>二</sub>位階<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>官位<sub>一</sub>叙。

③今発遣国司并彼国造可<sub>二</sub>以奉聞<sub>一</sub>。去年付<sub>二</sub>於朝集使<sub>一</sub>之政者。随<sub>二</sub>前処分<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>取数田<sub>一</sub>。均給<sub>二</sub>於民<sub>一</sub>。勿<sub>レ</sub>生<sub>二</sub>彼我<sub>一</sub>。凡給<sub>二</sub>田者<sub>一</sub>。其百姓家近接<sub>二</sub>於田<sub>一</sub>。必先<sub>二</sub>於近<sub>一</sub>。

④凡調賦者。可<sub>レ</sub>收<sub>二</sub>男身之調<sub>一</sub>。

⑤凡仕丁者。每<sub>二</sub>五十戸<sub>一</sub>一人。

⑥宜<sub>レ</sub>觀<sub>二</sub>国々壇堺<sub>一</sub>。或<sub>レ</sub>因持来奉<sub>レ</sub>示。国県之名来時将定。国々可<sub>レ</sub>築<sub>二</sub>堤地<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>穿<sub>二</sub>溝所<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>墾<sub>二</sub>田間<sub>一</sub>。均給使<sub>レ</sub>造。

①は品部を「国家民」とすべきこと、したがって部民廃止を宣したものであるが、大化三年四月の㊦と関わる。鎌田元一氏は改新詔第一条は大化二年八月の品部廃止詔の内容を別の表現で述べたもので、その史料性には疑問があるとし、この品部廃止詔は部の廃止を全面的に述べたもので、皇太子詔奏はその先触れとみる。ここで注意されるのは㊦の末尾には「始<sub>二</sub>於皇子<sub>一</sub>。群臣<sub>一</sub>。及<sub>二</sub>諸百姓<sub>一</sub>。将<sub>レ</sub>賜<sub>二</sub>庸調<sub>一</sub>。」とあり、これは改新詔に共通することである。

この点、山尾幸久氏は㊥も含めていわゆる品部廃止詔にみえる語句や用字法が和文的で、それは七世紀第IV四半期にしか廻らないとし、当該時期までに廻らせるのは無理として否定するとともに、伴造・品部の廃止は兵衛・伴部の成立と関連するとし、その兵衛・伴部の成立を天武朝のこととみて、品部廃止詔の実年代を天武朝初葉とみている。しかし『日本書紀』大化元年八月条に「拜<sub>二</sub>東国等国司<sub>一</sub>。依詔<sub>二</sub>国司等<sub>一</sub>曰。随<sub>二</sub>天神之所奉寄<sub>一</sub>。・・」とあることが注意される。いわゆる東国国司詔の冒頭であるが、和文体なのである。これに関して注

目されることはいわゆる前期難波宮における「朝堂院」が巨大なものになっていくことである。理由の一つとして、早川庄八氏は地方豪族つまり畿内政権の被支配者たちに内裏・「朝堂院」の大きさを実見させて、圧伏するためであるとみている。畿内政権の成否はともかく、その朝堂院の空間、換言すれば後世の大極殿の前の空間に地方豪族を集めるのであるが、そのことは群臣にも可能で、その上で宣せられたとみる。そのことの一端は先にふれたように大化元年八月に東国等の国司を集めてその任務内容を告げ、彼らが帰京した大化二年三月には「集侍群卿大夫及臣連。国造。伴造并諸百姓等。咸可聴之」と、その集合している場で国司等の評価を告げていること、さらに大化二年二月にも「集侍卿大夫及臣連。国造。伴造及諸百姓」に詔していること<sup>(26)</sup>は、多数を集めて宣することがあったことを示す。ただ問題はいつの時点で難波宮が完成していたかである。工事は進んでいても、朝堂院の空間に群臣を集め得るほどであったかは不明である。『日本書紀』は難波遷都がおこなわれたとして上で、大化二年正月月条においては「天皇御子代離宮」とし、大化二年二月月条においてその帰宮を記し、大化二年九月月条において「天皇御暇行宮」とし、三年是歳条において「壞小郡而宮。天皇処小郡宮」とし、一〇月の有馬温泉湯行幸をはさんで、一二月月条において「天皇還自温泉。而停武庫行宮」とし、翌四年正月元旦の夕べに、「天皇幸于難波碕宮」とする。しかし白雉元年一〇月条には「為入宮地所壞丘墓及被遷人者。賜物各有差。即遣将作大匠荒田井直比羅夫立宮堺

標」とあり、この時期においても難波宮は完成していないことが知られる。したがって和文的な詔が発せられた場所は難波宮とは限らない。しかし大勢を集めて宣しているのであり、そのことは和文表現がとられても不思議ではないことを示すと言えよう。

また④・⑤は「凡」で始まり、後の令文の影響を受けたものである可能性が高く信憑性が疑われるが、しかし③は東国国司派遣と関わること、先にみたところである。このようにみえてくると、鎌足が用いた口実に対する処置が曲がりなりにも実行に移されたとみることが許されるのではないか。

## 五 改革と改新「原詔」

そこで問題となることは、これらの改革全体を示唆したものが当時宣されたのかである。個々に宣されたにすぎないのか、それともその個々の改革は全体像を示した上でのことであったのか、と言うことになるが、皇太子奏については、唐突であり、前提が必要である。それは何故、皇太子が所有ないし管理している御名人部などの献上を求めたのかと言うことへの動機ないし理由である。仮に山尾幸久氏の説くように改新詔第一条を「群臣共同体」をめざしたものであり、皇太子奏が「王族共同体」をめざした<sup>(27)</sup>ことに端を発するとみるにせよ、その理念の発露が必要なのではないか。

その意味では政変後の翌年正月には何らかの改革姿勢を示すことは

必要であったのではないかと考えられる。しかし、当時、元旦に何らかの政治的な行為がなされることがほとんどないことが注意される。推古朝以降の正月三日間の主な記事を拾うと次のようになる（外国からの使節到着などは省いた）。

推古一二年正月朔日	冠位授与
舒明 元年正月四日	即位
皇極 三年正月朔日	鎌足を神祇伯に
大化 二年正月朔日	賀正礼の後、改新詔
大化 四年正月朔日	賀正礼。夕、難波碕に行幸
大化 五年正月朔日	賀正礼
白雉 元年正月朔日	味経宮で賀正の礼
白雉 三年正月朔日	賀正の礼後、大郡宮に行幸
齐明 元年正月三日	即位
齐明 五年正月三日	期温湯より至る（一〇月より）
天智 七年正月三日	即位
天智一〇年正月二日	賀正の事が奏される
天武 四年正月朔日	大学寮の学生等薬・珍奇なもの献上
天武 五年正月朔日	群臣等拝朝
天武一〇年正月二日	幣帛を諸神祇に頒つ
天武一〇年正月三日	拝朝
天武一二年正月二日	拝朝

天武一四年正月二日	拝朝
朱鳥 元年正月二日	大極殿に御し、宴。無端事を王卿に問う
持統 元年正月朔日	皇太子等殯宮で慟哭
持統 二年正月朔日	皇太子等殯宮で慟哭
持統 三年正月朔日	万国を前殿に朝拜
持統 四年正月朔日	即位
持統 四年正月二日	拝朝
持統 五年正月朔日	親王以下に叙位
持統 七年正月二日	高市皇子以下に叙位、服色規定
持統 八年正月二日	叙位

賀正礼は大化二年から登場するが、しかし推古一二年（六〇三年）一二月条に冠位制定を述べた後、元日には「唯元日着鬘花」とあるのみである。このことから元日の礼はおこなわれていたことが知られるが、その礼は天候から二日ないし三日になされる場合もあったようである。しかしその場で内外の政治方針などについて何かが宣される例は少ない。<sup>(28)</sup> 正月の礼の中で何かが宣されるのは推古一二年、皇極三年（六四四年）、そして大化二年に過ぎず、極めて特異なのである（しかもその中の推古一二年の場合、年紀が異なっている<sup>(29)</sup>）。

しかしただ、日付を換えただけの可能性もある。当時は天候の具合で拝朝がずれることもある。その場合、正月の礼も遅れることとなるが、それを元旦のこととしてまとめて記された可能性はあり得る。し

かし元旦に政治的なことが宣せられたことはほとんどないのである。このことは改新詔が元日に出されたことを疑わせるに十分である。

しかし特別なこととしてあり得る。そこで日付を少し換えて、大化元年元旦のこととして記されたに過ぎないのかを検討する必要がある。その場合、主文自体も修飾されたか否かと言うことが問題となるが、主文自体の構成に不可解なところや、用字に問題のあることから、主文自体も後世修飾されたことは明白である。

用字の変更を軽微なものとして、問題はそのあり方である。このことは主文全体が、

X 大化期の改革ないし後世の改革からまとめられた創作文

Y 少し遅れて出された主文に書き加えがなされた修飾文  
のいずれかによって記されたものと考えることとなる。<sup>⑧</sup>

Xは『日本書紀』の編者が大化期などの改革を参考に主文も作文したことになる。その意味では『日本書紀』に見える改新詔主文は完全な虚構であり、存在しないこととなる。

Yは元旦から遠くない日に簡単な宣言がなされたのであるが、それを『日本書紀』の編者が今日みる改新詔につくりあげ、元旦のこととしたとみることになる。日付を少し換えて記したに過ぎない。主文の大半は当該時期のものともみることになるが、その比重が問題となる。大半が事実か否かでその主文の評価が分かれることになる。

いずれと考えるかであるが、ここで注意しなければならないことは、別稿で述べたように蘇我大臣家の打倒が多くの協力の下に成功

し、それを受けて孝徳が即位し、新政権の誕生をみたことである。したがって、政変直後から改革を実行することは無理であったとしても、この時には協力者が不満を抱かないようにさせるため、何らかの姿勢を示すことは必要だったと考えられる。無論、すべてに依えず、一部を無視した可能性はある。しかし大化期の諸改革からみると、それはかなりの部分で言及されたのではないか。孝徳自身は改革の必要性に駆られて蘇我大臣家を倒したのではないにせよ、その協力者は何らかの改革を志向していたのであり、そうである以上、いつまでも改革の姿勢を見せないというわけにはいかないと考えられる。

その意味では二年正月には、既に遂行ないし宣されたものは別として、その他のものをまとめて宣する必要があったのではないか。それは非常に簡潔な内容のものであり、今日みるものではない。全くの虚構でも、全くそのままでもない、このようなものが大化二年正月のある日に出されたのである。その内容は第一条の一部すなわち部民の廃止と、第四条の税制改革を中心とし、それに第二条の一部すなわち地方政治改革を加えたものであった。『日本書紀』に見える改新詔の主文から推定されてきた原詔ではなく、より原初的な原形のものすなわち「真の原詔」である。それが後世、その構成を変えられ、また「評」を「郡」などと改変されたいわゆる主文と、関連する令文<sup>⑨</sup>副文を付された今日みる改新詔として記されたのである。

## おわりに

蘇我大臣家を倒すと言うことは、至難のことであった。このため、蘇我大臣家に反感を持つ勢力が結集してことにあたる必要があった。そのため、ことが成就した後には結集した各勢力に配慮した改革の実行が不可欠であった。このような視点から当時の状況を分析したのが本稿であるが、改新詔はその意味では単なる『日本書紀』編纂者の作文とは考えられない。「原詔」が少なくとも存在していたのである。

しかし、問題はその「原詔」はどこまで当時の姿のままなのかである。これについては今日みる改新詔の構成に、副文以外にも不自然な箇所があることなどからして、当時のままのものとは考えられない。また元旦における政治改革宣言などの例がないことからして、大化二年正月元旦以降に部民の廃止と税制改革に地方政治改革の方針を簡単に宣した「真の原詔」が発せられ、蘇我大臣家打倒に参加した勢力に配慮を示し、それは少しずつ実行に移されていく。後世、それは元旦のこととされ、またその構成も変え、さらには存在しなかった改革項目や副文を付されて今日みる改新詔として記されたのである。

従来、改新詔については、原詔の存在を推測するにしても、その構成については疑義が挟まれてこなかった。しかしその構成までも変えられ、また、その宣された日にも変えられていたのである。このことを確認して、小稿を終えることとした。

## 註

- (1) 『日本書紀』皇極四年六月条（国史大系本による）。
- (2) 拙稿「乙巳の変の首謀者とその動機」（『大阪学院大学 人文自然論叢』五八、二〇〇九年）。
- (3) 遠山美都男『大化改新』（中央公論社、一九九三年）・「乙巳の変」の再構成（『古代王権と大化改新』雄山閣出版、一九九九年）。氏は軽が古人大兄と入鹿を倒し、それを契機に生前讓位を実現させ、軽が即位する計画のもとに入鹿を襲撃したものとみている。
- (4) 王位継承を狙った軽が蘇我大臣家を倒したに過ぎないととらえること、改革と切り離して乙巳の変がおきたととらえることになる。
- (5) 『日本書紀』編纂者の単なる作文とみるものと、近江令を反映させたものとみるものとに見解が分かれる。
- (6) 鎌田元一「部」についての基本的考察（『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年、初出一九八四年）、遠山美都男『古代王権と大化改新』（前掲）。
- (7) もっともその宣された時期が『日本書紀』のままなのか、と言う問題が残っており、また後世の知識によって潤色されている部分も存在することは否定できない。
- (8) すべてを『日本書紀』編纂者の作文にすぎないとみるもの（原秀三郎「大化改新論批判序説」『日本古代国家史研究』東京大学出版会、一九八〇年、初出一九六六年・六七年、関口裕子「大化改新」批判による律令制成立過程の再構成」上・下（『日本史研究』一三二・一三三、一九七三年）、門脇禎二「大化改新」史論」上・下（思文閣出版、一九九一年）と、本来天智紀に記すべきものを記したものとみるもの（山尾幸久「大化改新」の史料批判」塙書房、二〇〇六年）とに分かれる。
- (9) 副文は近江令によるとみるか（つださうきち「大化改新の研究」『日本上代史の研究』、岩波書店、一九四七年、後に「津田左右吉全集」第三巻、岩波書店、一九六三年に収録、浄御原宮原令とみるか

- (八木充「大化改新詔」の史料的研究」『律令国家成立過程の研究』塙書房、一九六八年)、大宝令とみるか(岸俊男「造籍と大化改新詔」『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年、初出一九六四年)で論が分かれていた。いまでは大宝令によるとみる案が妥当である。
- (10) 坂本太郎「大化改新」(『岩波講座 日本歴史』一六、一九三五年)・『大化改新の研究』至文堂、一九三八年・『大化改新詔の信憑性の問題について』『歴史地理』八三一、一九五二年(いずれも『坂本太郎著作集』六、吉川弘文館、一九八八年)、関晃「大化の改新」『日本歴史』二〇〇、一九六五年・『改新の詔の研究』『東北大学文学部研究年報』一五・一六、一九六五・一九六六年、後に『関晃著作集 大化改新の研究』上、吉川弘文館、一九九六年に収録)、田村圓澄『藤原鎌足』(塙書房、一九六六年)。
- (11) 『皇太神宮儀式帳』は群書類従本による。
- (12) 『神宮雜例集』は群書類従本による。
- (13) 日本古典文学大系本による。
- (14) (一) 部分は欠字。
- (15) 鎌田元一「評の成立と国造」(『律令公民制の研究』前掲、初出一九七七年)。
- (16) 大化五年の実施とみて、大化二年と時差があるが、後述するように、改新詔を否定的にとらえる説は天智朝以降に求めており、その意味ではこの程度の時差であれば、当時の課題克服のために宣されたものとみてもよからう。
- (17) 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店、一九七一年)一五七〜一五九ページ。
- (18) 北康宏「国造制と大化改新」(『史林』九四―二、二〇一一年)。
- (19) 計帳は戸籍を補完するものであり、戸籍の規定のない時期には想定するのは難しく、また班田については、当初は収公規定のないものであったとの石母田正氏の見解がある(『日本の古代国家』前掲、一〇九〜一一八ページ)。
- (20) 「原詔」の存在を最初に説いたのは井上光貞氏である(『大化改新の詔の研究』『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年)。
- (21) 石母田正『日本の古代国家』(前掲)一一八〜一二九ページ。
- (22) 門脇禎二「いわゆる、大化二年八月癸酉の詔について」(『大化改新』史論)下前掲、初出一九八四年)。
- (23) 鎌田元一「部」についての基本的考察(前掲)。
- (24) 狩野久「部民制」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年、初出一九七〇年)、鎌田元一「部」についての基本的考察(前掲)。
- (25) 鎌田元一「七世紀の日本列島」(『律令公民制の研究』前掲)。
- (26) 関晃「改新の詔の研究」(前掲)。
- (27) 山尾幸久「大化前後の東アジアの情勢と日本の政局」(『日本歴史』二二九、一九六七年)。
- (28) 関口裕子「大化改新」批判による律令制成立過程の再構成(前掲)。
- (29) 「五十戸一里」制に先立つものに「五十戸」制があるが、二〇一五年二月三日に大阪文化財研究所から「玉作五十戸」木簡が難波宮の近くから発見されたと公表された(詳細は谷崎仁美「発見!「玉作五十戸」木簡」『葦火』一七四号、二〇一五年)。その字体からみると当該時期のものである可能性が高い。
- (30) 八木充「乙巳の変後の政権構成」(『日本古代政治組織の研究』塙書房、一九八六年、初出一九七三年)。
- (31) 『木簡研究』一二二(二〇〇〇年)。
- (32) 拙稿「乙巳の変の首謀者とその動機」(前掲)。
- (33) 門脇禎二「大化改新」から壬申の乱へ(『大化改新』史論)下、前掲、初出一九八一年)。
- (34) 門脇禎二「大化改新」から壬申の乱へ(前掲)。
- (35) 拙稿「乙巳の変の首謀者とその動機」(前掲)。
- (36) 坂本太郎「大化改新」・『大化改新の研究』・『大化改新詔の信憑性の問題について』(ともに前掲)。

- (37) 関晃「大化改新」・「改新の詔の研究」(ともに前掲)。
- (38) 田村圓澄『藤原鎌足』(前掲)。
- (39) 日本史研究会古代史部会「大化改新」への分析視角(『日本史研究』八三、一九六六年)。
- (40) 『藤氏家伝』上巻『鎌足伝』(沖森卓也他『藤氏家伝』吉川弘文館、一九九九年、による。以下『家伝』とする)二八～二九行。
- (41) 石母田正『日本の古代国家』(前掲)六二～六四ページ、八木充「難波遷都と海外情勢」(『日本古代政治組織の研究』前掲)、金鉉球「対外関係と大化改新」(『大和政権の対外関係研究』吉川弘文館、一九八五年)。
- (42) 山尾幸久「大化前後の東アジアの情勢と日本の政局」(前掲)。
- (43) 山尾幸久「唐の羈縻政策と東アジア」(『古代の日朝関係』塙書房、一九八九年)。
- (44) 鬼頭清明「七世紀後半の東アジアと日本」(『日本古代国家の形成と東アジア』校倉書房、一九七六年)。
- (45) 西本昌弘「東アジアの動乱と大化改新」(『日本歴史』四六八、一九八七年)。
- (46) 門脇禎二「大化改新」論(徳間書店、一九六九年)第三章第三節第2項二二六～二四三ページ。
- (47) 『日本書紀』皇極三年正月条は鎌足が「神祇伯」就任を固辞して「三嶋」に居したとし、『家伝』も二六から二七行において「宗業」を嗣ぐことを辞して「三嶋」の「別業」に帰り去ったとし、軽とめぐりあったとする。
- (48) 篠川賢「飛鳥の朝廷と王統譜」(吉川弘文館、二〇〇一年)一四〇～一四一ページ。
- (49) この視点については夙に門脇禎二氏(『大化改新』論前掲、第二章第三節、第三章第三節第1項・第3項・加藤謙吉氏(『蘇我氏と大和王権』吉川弘文館、一九八三年、一六〇ページ、一六八～一六九ページ)も指摘している。
- (50) 『家伝』六二～六三行。
- (51) 『家伝』七六～七九行。
- (52) 孝徳即位前紀。
- (53) なお、阿倍麻呂が左大臣とされているが、これについて北山茂夫氏は改新時、阿倍麻呂は守旧派の防壁となる一方で、天皇と中大兄などとの乖離を埋める関係にあったとし(『蘇我倉山田石川麻呂の事件の一考察』『続万葉の世紀』東京大学出版会、一九七五年)、金鉉球氏は阿倍氏を新羅系の豪族であったとみて、新羅外交を進めるために登用されたとみる(『対外関係と大化改新』前掲)。なお、笹川尚紀氏は阿倍麻呂が大夫会議において議長的役割を果たしており、大夫層の中でも有力者であったが、舒明の百済宮への遷御にともなって阿倍氏と舒明の関係が密接化し、この結果、阿倍氏と蘇我大臣家の関係が疎遠なものとなり、このために蘇我大臣家の孤立化が進んだとする(『皇極朝の阿倍氏』『史林』八七一、二〇〇四年)。このことが評価された可能性はあるが、これだけでは阿倍麻呂が左大臣とされたことを説明しきれない。恐らく入鹿殺害に加わっていたこと、また入鹿殺害の功績には大なるものがある石川麻呂に対する牽制を込めて、石川麻呂を右大臣として遇し、その上に阿倍麻呂を置いたと考えておきたい。
- (54) 西本昌弘氏は豊璋が翹岐であり、その豊璋の年齢からしてこの記事は誤りとする(『豊璋と翹岐』『ヒストリア』一〇七、一九八五年・『豊璋再論』『日本歴史』六九六、二〇〇六年)。
- (55) 翹岐の来朝記事が二度出てくるが、廣瀬憲雄氏の説いている(『皇極紀百済関係記事の再検討』『日本歴史』七八六、二〇一三年)ように、元年の記事が正しいようである。
- (56) (55) のようにみると、この記事は重複記事である。
- (57) 金鉉球氏は皇極朝にみられる高句麗・百済への遣使記事がないことも重視し、また両国からの来朝記事がいずれも敵対している新羅の使者とともに記されていることから、来朝記事も疑っている(『日・羅・唐の三国連合体制の成立』『大和政権の対外関係研究』前掲)。

- (58) 『日本書紀』白雉四年是歲條は倭京に皇太子が遷都することを奏請したが、孝徳は許さず、それで皇太子は母や孝徳皇后、皇弟を率いて飛鳥河邊行宮に往居したところ、公卿・大夫等もこれに従って遷したとある。石母田正氏はこのことから、公卿・大夫等もこれに従って遷して、倭国が唐からの攻撃に対する防衛姿勢の現れと解している(『日本の古代国家』前掲、六二―六六ページ)が、それは中大兄が百濟寄りであったことを示す。そうすると新羅との接近は輕の行為ととらえられることとなる。これに対して八木充氏は孝徳の即位を大化五年から白雉元年に措定した上で、皇極―中大兄体制は蘇我氏の親百濟政策を變換し、新羅・唐と結ぶ外交路線を採ったが、大化五年における唐太宗の死を契機として、親百濟路線を採るが、白雉四、五年以降、ふたたび變化し、親百濟的な孝徳に代わり、親新羅・唐路線の中大兄が主導したとする(『難波遷都と海外情勢』前掲)。なお、山尾幸久氏は入鹿が受法師のもとに通っていたことがあり、その受から一番の評価を得ていたことから、入鹿が漫然と因襲的な親百濟策を肯定していたとは思えず、唐の国家的力量を正当に評価し、唐が要請する新羅との友誼を進めようとしていたとみている(『唐の羈縻政策と東アジア』前掲)。
- (59) 『日本書紀』大化元年二月条。
- (60) 輕の宮について、遠山美都男氏は和泉郡にあったとし(『大化改新』前掲、第三章)、笹川尚紀氏は三島郡に近い地にあったとする(『皇極朝の阿倍氏』前掲)。
- (61) 石母田正『日本の古代国家』(前掲) 六二―六三ページ。
- (62) 門脇禎二『いわゆる、難波遷都について』(『大化改新』史論』下巻、前掲、初出一九七二年)。
- (63) 八木充『難波遷都と海外情勢』(前掲)。
- (64) 石母田正『日本の古代国家』(前掲) 一〇九―一一八ページ。
- (65) 黛弘道『国司制の成立』(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年)。
- (66) 藪田香融『律令国郡政治の成立過程』(『日本古代財制史の研究』塙書房、一九八一年)。
- (67) 北康宏『国造制と大化改新』(前掲)。
- (68) 吉田晶氏も『日本古代村落史序説』(塙書房、一九八〇年)第二章 1において当時のものと説いている。
- (69) 藪田香融『皇祖大兄御名入部について』(『日本古代財政史の研究』前掲、初出一九六八年)、篠川賢『蘇我石川麻呂討滅事件』(『飛鳥の朝廷と王統譜』前掲)。
- (70) 山尾幸久『皇太子奏請文の内容』(『大化改新』の史料批判』塙書房、二〇〇六年)。
- (71) 鎌田元一『部』についての基本的考察』(前掲)。
- (72) 山尾幸久『品部廢止詔の研究』(『大化改新』の史料批判』前掲、初出一九八六年)。
- (73) 大阪市文化財協会『難波宮跡の研究』第七、報告篇、一九八一年。
- (74) 早川庄八『前期難波宮と古代官僚制』(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年、初出一九七三年)。
- (75) 『日本書紀』大化二年三月甲子条、辛巳条。
- (76) 『日本書紀』大化二年二月条。
- (77) 山尾幸久『皇太子奏請文の内容』(前掲)。
- (78) 叙位の例は存在する(持統七年・八年。なお持統九年には五日)。
- (79) 若月義小氏は『冠位制の成立と官人組織』(吉川弘文館、一九九八年)七八―九五ページにおいて、『上宮聖徳法王帝説』などには「小治田天皇御世乙丑年」に冠位十二階が制定されたことあり、其の乙丑年は推古一三年―六〇五年にあたることなどから、冠位の制定は推古一三年とみているが、認めるべき見解であろう。
- (80) 篠川賢氏は「東国『国司』らへの詔の検討」(『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、一九九六年)において、A・B二つの記事内容を含んだ詔があった場合、(1)それぞれに年月日を付された確実な原史料が存在し、それにもとづいて若干の字句などの改変されている場合、(2)と同様であるが、原史料に年月日が欠けており、編者がそれを適宜

に位置づけた、もしくは年月日があっても故意に変更した場合、(3) A・Bそれぞれの記事内容は確実な原史料にもとづくが、それらはもとは別個のものであったものを編者が合成した場合、(4) A・Bいずれかの一方は確実な原史料にもとづくが、他方は編者の創作による場合、(5) A・Bいずれも編者の創作である場合、等々のことを想定している。

(81) 賀正の礼がおこなわれた日とは別の日のことである可能性が高い。